

## いじめ防止基本方針

栃木市立栃木西中学校

### 1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて、学校組織をあげて取り組みます。

### 3 いじめの未然防止に向けて

- (1) 生徒一人一人が、意欲を持って学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- (2) 生徒一人一人に対して、いじめ問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさせない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- (3) 生徒会等を中心としたいじめ根絶集会の実施など、生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論し実践する活動に取り組むよう指導・支援します。
- (4) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

### 4 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを、教職員一人一人が強く認識して対応します。
- (2) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく組織的な対応を図ります。
- (4) 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- (5) 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- (6) 生徒、保護者からのいじめの相談・通報窓口を明確にします。

### 5 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- (2) いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為をやめさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図ります。
- (4) いじめる生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- (5) 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組めるよう努めます。

## 6 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ対策委員会(未然防止・早期発見対策に係る委員会、いじめ認知時の対応に係る委員会)を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期解決に向け組織的に対応します。

また、本委員会において、いじめの問題への取り組みが計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針をはじめとした学校の取り組みが実効あるものとなるよう改善を図ります。

## 7 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合は、教育委員会へ報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求めます。

## 8 いじめ相談・通報窓口

いじめの相談・通報は教頭が窓口となって対応します。

## 9 いじめ防止に関する年間計画

月	内 容
4月	・保護者へいじめ防止に関する周知
5月	・校内いじめアンケート調査① ・三者面談週間①
6月	・生徒集会(情報モラルに関すること)
7月	・栃木市いじめアンケート調査
10月	・いじめに関する生徒集会 ・校内いじめアンケート調査②
11月	・三者面談週間②
12月	・校内人権週間
2月	・校内いじめアンケート調査③ ・教育相談週間